

## 第二旭コーポラス 敷地売却事業が完了！

先月号でお伝えしました、東日本大震災で被災し公費解体された若林区新寺の第二旭コーポラスに当会の高橋会長と萩原副会長が「大仕事」を成し遂げ、平成28年3月25日のマンション管理新聞に掲載されました。

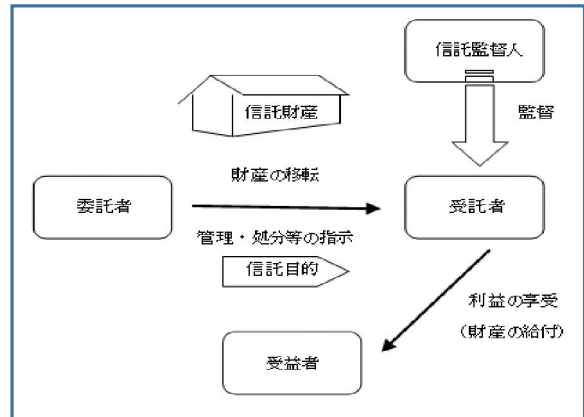


## 信託登記とは

信託とは、次の図のとおり、委託者が一定の財産(信託財産)を受託者に移転し、受託者は指示された目的(信託目的)に従ってその財産を管理・運用等し、得られた利益を受託者に給付することです。

不動産については、委託者から受託者への所有権移転登記をしなければ、その不動産が信託財産であることを第三者(他人)に主張できません。

信託の設定方法には、①信託契約による方法、②遺言による方法、③信託宣言による方法(自己信託)の3つがあります。



信託財産は、受託者名義になりますが、受託者は信託財産を自由に処分することは出来ず、信託の目的に拘束されます。その結果、受託者固有の財産とは区別された扱いを受ける独立した財産となるのです(これを信託財産の独立性といいます)。

信託の効果として、倒産隔離機能があります。これは、信託財産については、それが受託者に帰属している財産であるにもかかわらず、信託財産の独立性から受託者個人に対する債権者はそれを差し押さえることができませんし、受託者が破産したとしても、破産財団に組み込まれることもありません。

また、信託財産が委託者に帰属する財産ではないことから、委託者に対する債権者がそれを差し押さえることもできませんし、委託者が破産したとしても、破産財団に組み込まれることもないのです。

つまり、信託によって、信託財産自体は、誰の責任財産にも帰属しないこととなりますので、財産を安全確実に守ることができるわけです。

★司法書士法人あおいリーガルアソシエイツ様のHPより引用★

## 第15回 定時総会のお知らせ

日時:平成28年5月15日(日)15:00~

会場:みやぎNPOプラザ 第一研修室

総会終了後に『丘のホテル』で懇親会になります。

会費は4,000円です。

会員の皆様はふるってご参加下さい。

## 私の趣味(詩吟) 千田 和義さん

先ず詩吟についてお話しします。詩吟は漢詩だけでなく俳句、和歌、新体詩なども吟じ(歌い)ます。日本が誇る伝統芸能です。歴史的には平安時代からとの説もありますが、幕末に一部の私塾(漢学者広瀬淡窓)や藩校(昌平黌)において漢詩に独特の節をつけて素読し、これが門下生によって広められ、今日の詩吟のルーツになったと言われていています。幕末の藩士も悲憤慷慨(ひぶんこうがい:社会の不義や不正を憤って嘆くこと)を表現するために好んで吟じていたということです。詩吟の団体・流派は数百と言われるほど数多くあります。吟じ方(歌い方)も流派によって異なっています。発声は腹式呼吸を基本に、息を吐いているときに声だします。健康に良いとされる由縁です。節調(メロディ)は文節等の語尾の母音に特有の余韻を加え吟じます。具体的には、「べんせいしゆくしゆく」を「べんせいイーしゆくしゆくウー」というように語尾の母音(イ、ウ)を引き、揺れなどにより詩情を表現します。皆さんも是非試してください。

私がこの道に入ったのは、漢詩、詩吟が好きだったからです。習い始めて15年ほどになります。素質のある人は、4、5年で師範クラスのレベルまで達します。そうでない人は、何年経っても上手になりません。私は、後者の部類に属します。この頃は、あきらめて飲み会と声だしによるストレス発散に重きをおき活動しております。発表会(※写真)、懇親会も多くあります。

私の属する宮城岳風会の平均年齢は73歳で、50、60代はハナタレ小僧の世界です。管理士会の皆様は大歓迎されること間違いありません。青春をもう一度という方には、詩吟を是非お勧めします。詩吟は老人の趣味というイメージが強いのですが、最近、「詩吟女子」が注目されているように若い人の間で静かなブームとなって来ております。嬉しい限りです。



最後に私の好きな漢詩をご紹介します。伊達正宗の「酔余口号」(すいよこうごう;酒に酔って思い浮かぶまま口に出た詩)で「馬上少年過ぎ、世(とき)平(たい)らかにして白髪(はくはつ)多し、残軀(ざんく)天の赦(ゆる)す所、楽しまずんば是(これ)如何せん。」意味は(戦に明け暮れ若い日が過ぎ、世も治まり、気が付くと白髪がいっぱいだ。残った人生、神様がおまけにくれたたからもの。楽しまずして何としよう。)上手な人が吟じると味がでます。私には無理ですが。



左から二番目が千田さん

## 人事・組織コーナー

今月の入退会者はありませんでした。

## 本会活動予定

- 4月13日(水)19時～本会事務所 理事会
- 4月17日(日)13時～NPOプラザ 研修会
- 4月26日(金)15時～本会事務所 業務委員会
- 4月26日(火)18時～本会事務所 法務研究会
- 4月27日(水)19時～本会事務所 技術研究会
- 4月28日(木)18時～本会事務所 管理研究会
- 5月11日(水)19時～本会事務所 理事会
- 5月15日(日)15時～定時総会予定 みやぎNPOプラザ(再掲)